

## ○紀南地方老人福祉施設組合東南海・南海地震防災規程

〔平成16年6月15日〕  
規程第6号

改正 平成17年4月1日規程第3号

（目的）

第1条 この規程は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第7条第1項の規定に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び津波に係る地震防災対策について定めることを目的とする。

（情報の伝達及び収集）

第2条 防火管理者は、地震発生直後、テレビ、ラジオ、防災行政無線及び周辺の状況等から、津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、園内の全職員及び利用者等に対し、館内放送及び口頭等の方法により、必要な情報を直ちに伝達する。

（避難）

第3条 避難については、次のとおりとする。

- (1) 防火管理者は、あらかじめ別表1に定める場所を津波からの避難場所と定め、その位置及び円滑な避難の確保のために必要な対策を明示した書面を作成し、全職員及び利用者等に周知する。
- (2) 津波警報や、津波に係る避難勧告が発令されるなど、避難が必要なときは、園内の全職員及び利用者等に対し、館内放送及び口頭等により、速やかに避難すべき旨及び津波からの避難場所の位置を知らせる。
- (3) 長い時間ゆっくりとした揺れを感じた際は、津波警報等の情報を待つことなく、直ちに園内にいる全職員及び利用者等に対し、館内放送及び口頭等により、速やかに避難すべき旨及び津波からの避難場所の位置を知らせる。
- (4) 職員は、それぞれあらかじめ定められた安全措置を行い、防火管理者に報告した後、津波からの避難場所へ避難する。なお、避難の際には、利用者や、災害時要救助者の避難誘導に配慮する。
- (5) 避難場所に避難した際には、津波が連続して発生することに鑑み、一定時間（最低6時間）避難場所に留まるか、更に安全な避難場所に移動することとする。

（訓練）

第4条 訓練については、次のとおりとする。

- (1) 防火管理者は、津波避難訓練を年1回以上行う。避難の細目はその都度定めるが、情報の収集伝達、防災組織の組成配備、避難及び避難誘導、安全措置及び救護活動等に重点を置き、実践的なものとするよう努める。
- (2) 防火管理者は、職員等を行政等が行う防災訓練に参加させるなど、地域との連携を図る。

（教育）

第5条 防火管理者は、職員等に対して下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行うほか、行政等が行う防災研修に参加させる。

- (1) 東南海及び南海地震の発生により予想される地震動や津波に関する知識。
- (2) 地震及び津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識。
- (3) 職員等が果たすべき役割。
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識。
- (5) 今後地震対策として取り組む必要のある課題。

（広報）

第6条 園内の各所に、想定津波高、到達時間、避難場所及び避難経路を示す図面等を提示する。

附 則（平成16年6月15日規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規程第3号）  
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表1

区 分	避 難 場 所
椿 園	2階大食堂
百々千園	2階談話コーナー、3階談話コーナー